

JALオンライン INFORMATION

緊急事態宣言の延長に伴う航空券の特別対応について(改訂版)

一部都道府県を対象とした緊急事態宣言が延長されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による航空券の特別対応期間を延長いたします。
航空券の取り扱いは、以下をご確認ください。

| | | |
|------------------|--|--|
| 対象期間 | ①2021年1月8日(金)～2月7日(日)ご搭乗分 ※2021年1月8日以降の変更・払い戻し分より対象 ②2021年2月8日(月)～3月7日(日)ご搭乗分 ※2021年2月3日以降の変更・払い戻し分より対象 | 2021年3月8日(月)～3月21日(日)ご搭乗分 ※2021年3月6日以降の変更・払い戻し分より対象 |
| 対象路線 | 日本国内全空港(コードシェア運航就航先含む)発着便全便 | 東京(羽田・成田)発着便 |
| 変更 | 搭乗日+30日 または 航空券の有効期間のどちらか長い方 | |
| 手数料 (変更・取り消し) | 無料 | |

■その他：

上記、対象期間・対象便以外の航空券の取り扱いについては、現在、変更不可型運賃の取消手数料の特別対応を実施中です。

詳しくはJALオンラインINFORMATON〔2020-002-(004)改訂版〕

「《JALオンライン限定》変更不可型運賃の取消手数料変更」をご覧ください。

[https://www.jal.co.jp/jalonline/manual/info/pdf/2020-002-\(003\).pdf](https://www.jal.co.jp/jalonline/manual/info/pdf/2020-002-(003).pdf)

その他ご不明な点がございましたら、担当セールスまたはJALオンラインデスクにお問い合わせください。

以上